

## 飯山市地方創生総合戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく、飯山市総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定、推進及び検証にあたり、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、飯山市地方創生総合戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定及び改訂に関すること
- (2) 総合戦略の推進及び効果検証に関すること
- (3) その他総合戦略に関し必要な事項に関すること

(組織)

第3条 会議は、市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 産業団体、行政機関、教育機関、金融機関等の役員又は職員
- (2) 学識経験者
- (3) 住民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会議を総理する
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会議には、専門の事項について調査及び検討を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 第5条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 会議及び部会の庶務は、総務部企画財政課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議及び部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。